

どなたでも気軽にご利用ください

人権に関することでお悩みの方はご相談ください

面接相談・電話相談

面接や電話で人権相談をお受けしています（平日 8:30～17:00）。

相談先 人権啓発・部落差別解消推進課
（☎ 27-8122）
市隣保館（☎ 33-1707）

人権SOS相談メール

市ホームページの相談フォームから相談内容をご入力ください。

匿名でもご相談
できます



出張相談

12月は、市内の公民館で出張相談を行います（予約不要）。



日程	時間	場所
12月5日(月)	13:30	院内中央公民館
9日(金)		長洲公民館
13日(火)	5	四日市公民館
16日(金)	16:00	宇佐公民館
22日(木)		安心院中央公民館

DVDを貸し出しています

人権に関するDVDの貸し出しを無料で行っています。人権意識を高めるため、学校や職場、地域の団体などでご活用ください。



DVDの作品一覧

出前講座を行っています

人権をテーマにした研修を行う際に、企業や地域の団体などへ講師を無料で派遣しています。

時間 1時間程度

定員 5人程度の少人数から可能

問合せ／人権啓発・部落差別解消推進課 人権啓発・部落差別解消推進係（☎ 27-8122）

人権に関する法律を知っていますか？

差別は「ない」と思っていませんか？それは差別が「見えていない」だけです。令和3年度の市民意識調査では、約4割の方が法律を知らないという結果が分かりました。まずは、私たち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動することが大切です。法律の趣旨を正しく理解し、人権について考えてみましょう。

障害者差別解消法

平成28年4月施行

障がいを理由とする差別を禁止する対策を定めており、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めています。

ヘイトスピーチ解消法

平成28年6月施行

特定の人種や民族を地域社会から排斥しようとする扇動するヘイトスピーチやインターネット上の差別的な書き込みの解消を目的としています。

部落差別解消推進法

平成28年12月施行

「現在もなお部落差別は存在する」との認識を示し「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり差別は許されない。解消することが重要な課題」としています。また、地方自治体の責務として、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査など国と連携した部落差別の解消に向けて努めることとしています。

12月4日～10日は「人権週間」

国際連合は、1948年12月10日に「世界人権宣言」を採択し、これを記念して毎年12月10日を「世界人権の日」として世界中で記念行事を行うことを決定しました。

日本では、毎年12月4日～10日が人権週間とされています。一人ひとりの違いを認め、お互いの個性を大切にできるまちを目指しましょう。